



宮崎県公報

平成19年4月12日(木曜日) 第1870号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

告示

○有害興行の指定……………(青少年男女参画課)	1
○日向東臼杵南部広域連合の規約変更の許可……………(市町村合併支援室)	2
○保安林の指定予定の通知(4件)……………(自然環境課)	2
○保安林の指定の解除予定の通知……………(")	3
○道路の区域の変更……………(道路保全課)	3
○道路の供用の開始……………(")	3

○公有水面埋立ての竣功認可……………(港湾課)	3
○宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等の一部改正……………(都市計画課)	4

公告

○軽油引取税に係る免税証の無効公告(3件)……………(税務課)	4
○大規模小売店舗の変更に関する届出(3件)……………(地域産業振興課)	4
○県営土地改良事業計画の変更(2件)……………(農村整備課)	8
○公共測量終了の通知……………(管理課)	8
○基本測量終了の通知……………(")	8

告示

宮崎県告示第394号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成19年4月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題名	制作・配給会社名	指定年月日
19年-1	映画	理容店の女房 夜這い寝間	新日本映像	平成19年4月4日
19年-2	映画	奴隷	新東宝映画	
19年-3	映画	未亡人温泉 女湯でうなぎ昇り	オーピー映画	
19年-4	映画	社長秘書 巨乳セクハラ狩り	オーピー映画	
19年-5	映画	近所の人妻 熟れた白昼不倫	オーピー映画	
19年-6	映画	新日本映像ニュース <理容店の女房 夜這い寝間>	新日本映像	
19年-7	映画	性欲診察 白衣のまま	新東宝映画	
19年-8	映画	密通恋女房 夫の眼の前で...義父に	新日本映像	
19年-9	映画	ノーパンパンスト痴女 群がる痴漢電車	新日本映像	
19年-10	映画	寂しい時は抱きしめて	AMGエンタテインメント	
19年-11	映画	新日本映像ニュース <密通恋女房 夫の眼の前で...義父に>	新日本映像	
19年-12	映画	新日本映像ニュース	新日本映像	

<ノーパンパンスト痴女 群がる痴漢電車>

指定理由

内容の全部又は一部が著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。

宮崎県告示第 395号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 291条の 3 第 1 項の規定により、日向東臼杵南部広域連合から申請のあった日向東臼杵南部広域連合の規約の変更については、平成19年 3 月30日付けで許可した。

平成19年 4 月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 396号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年 4 月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市宮長町68- 1、69-18、70- 1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 397号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年 4 月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北浦町三川内字貝殻又1992- 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
 字貝殻又1992- 1（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 398号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年 4 月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野字狭間2573、2574- 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
 字狭間2573・2574- 1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 399号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年 4 月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字水の本2690- 1、2690- 4、2690- 6、五ヶ瀬町大字三ヶ所字榎ノ木谷 10418- 1・10421- 3（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

			同字7151番 2地先まで			
--	--	--	------------------	--	--	--

宮崎県告示第 400号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成19年 4 月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 解除予定保安林の所在場所 都城市安久町3223- 104から3223- 106まで、3223- 137、3223- 138、3223- 140、3223- 49・3223- 63（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

- 保安林として指定された目的 水源のかん養

- 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 401号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 4 月12日から平成19年 4 月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 4 月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
6	県道	日之影 宇目線	西臼杵郡日 之影町大字 七折字平清 水8333番16 地先から同 郡同町同大 字同字8333 番16地先ま で	旧	20.8 ~ 26.2	12.0
				新	28.2 ~ 32.5	
			西臼杵郡日 之影町大字 七折字北平 7987番1地 先から同郡 同町同大字 同字7986番 4地先まで	旧	19.5 ~ 57.4	55.0
				新	25.3 ~ 61.4	
			西臼杵郡日 之影町大字 七折字橋場 7151番2地 先から同郡 同町同大字	旧	26.6 ~ 27.0	7.0
				新	30.4 ~ 32.0	

宮崎県告示第 402号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 4 月12日から平成19年 4 月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 4 月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
6	県道	日之影 宇目線	西臼杵郡日 之影町大字 七折字平清 水8333番16 地先から同 郡同町同大 字同字8333 番16地先ま で	平成19年 4 月12日
			西臼杵郡日 之影町大字 七折字北平 7987番1地 先から同郡 同町同大字 同字7986番 4地先まで	
			西臼杵郡日 之影町大字 七折字橋場 7151番2地 先から同郡 同町同大字 同字7151番 2地先まで	

宮崎県告示第 403号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功認可をした。

平成19年 4 月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 竣功認可年月日
平成19年 4 月 4 日
- 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名
宮崎県
宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号

宮崎県知事 東国原 英夫

3 埋立区域

(1) 位置

宮崎県日南市材木町15番2及び16番2の地先公有水面

(2) 区域

次の1から13までの各地点を順次に結んだ線及び1の地点と13の地点を結んだ線により囲まれた区域

地 点	地 点 の 位 置		
1の地点	官山四等三角点（北緯31度35分32秒 492、東経 131度24分31秒 075）から 229度13分41秒745.85mの地点		
2の地点	1の地点から	33度26分51秒	12.64mの地点
3の地点	2の地点から	356度23分23秒	3.07mの地点
4の地点	3の地点から	317度13分47秒	1.33mの地点
5の地点	4の地点から	301度18分31秒	1.91mの地点
6の地点	5の地点から	286度53分22秒	2.83mの地点
7の地点	6の地点から	282度16分21秒	38.63mの地点
8の地点	7の地点から	9度47分40秒	0.65mの地点
9の地点	8の地点から	279度19分51秒	5.38mの地点
10の地点	9の地点から	189度04分02秒	2.96mの地点
11の地点	10の地点から	275度32分40秒	42.84mの地点
12の地点	11の地点から	255度40分07秒	14.50mの地点
13の地点	12の地点から	100度30分09秒	98.02mの地点

(3) 面積

967.63㎡

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成16年11月19日 シレイ 283-333

5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名

日南市

宮崎県告示第455号

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等（平成五年宮崎県告示第六百二十号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成十九年四月十二日

宮崎県知事 東国原 英夫

五の表国道一〇号の項中「県道高鍋美々津線」を「県道木城高鍋線」に改める。

九の表国道一〇号の項中「県道高鍋美々津線」を「県道木城高鍋線」に改める。

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第96条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成19年4月12日

宮崎県知事 東国原 英夫

1 免税証の種類

100ℓ券

2 用途

船舶

3 記号及び番号

G1600123

4 有効期間

平成18年4月1日から平成18年9月30日まで

5 免税証に記載した販売店の名称

九州興産株式会社レマン給油所

6 紛失年月日

平成18年5月9日

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第96条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成19年4月12日

宮崎県知事 東国原 英夫

1 免税証の種類

100ℓ券

2 用途

船舶

3 記号及び番号

G1600396

4 有効期間

平成18年5月1日から平成18年10月31日まで

5 免税証に記載した販売店の名称

東九州石油株式会社旭通給油所

6 紛失年月日

平成18年6月1日

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第96条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成19年4月12日

宮崎県知事 東国原 英夫

1 免税証の種類

200ℓ券

2 用途

船舶

3 記号及び番号

H1600993からH1601008

4 有効期間

平成18年5月1日から平成18年10月31日まで

5 免税証に記載した販売店の名称

東九州石油株式会社旭通給油所

6 紛失年月日

平成18年6月1日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成19年4月12日

宮崎県知事 東国原 英夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン宮崎ショッピングセンター 宮崎市新別府町船戸 750番1	代表取締役社長 尾崎道孝 兵庫県神戸市中央区江戸町95 株式会社アイジーエー 代表取締役社長 五十嵐義和 福井県武生市矢放町第13号8番地の9 有限会社アフリカ太郎 代表取締役 江見芳治 岡山県岡山市西崎本町13-1 株式会社アロー 代表取締役 今枝重信 愛知県名古屋市中区区名駅四丁目8番12号 株式会社ポイント 代表取締役社長 黒木 博 茨城県水戸市泉町3丁目1番27号 九州クロックハウス株式会社 代表取締役社長 花谷洋二 東京都杉並区西荻北2-28-7 株式会社オンデーズ 代表取締役 森部好樹 東京都新宿区高田馬場一丁目17番18号 株式会社ジェイアイエヌ 代表取締役 田中 仁 群馬県前橋市新堀町64番地7号 株式会社タカキュー 代表取締役社長 臼井一秀 東京都板橋区三丁目9番7号 株式会社めのや 代表取締役 新宮正朗 島根県八束郡玉湯町湯町1755 タワーレコード株式会社 代表取締役社長 森脇明夫 東京都品川区南品川2丁目15番地9号 株式会社ダン 代表取締役 越智直正 大阪府大阪市平野区長吉長原西1丁目3番8号 ジェイアール九州リーテイル株式会社 代表取締役社長 伊藤敏夫
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオンモール株式会社 代表取締役 川戸義晴 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	福岡県福岡市博多区博多駅前2-20-1 株式会社イング 代表取締役 青井正人 兵庫県神戸市中央区二宮町一丁目9番9号 株式会社ムラサキスポーツ 代表取締役 長谷川英泰 東京都台東区上野7丁目14番地5号 株式会社ライトオン 代表取締役社長 藤原政博 茨城県つくば市東新井37番地1 株式会社メガススポーツ 代表取締役社長 中川純夫 東京都中央区日本橋蛸殻町1-36-5 他53社
3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)	(変更後) スナップス販売株式会社 代表取締役 西原浩二 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地 株式会社M A S A Y A 代表取締役 高田輝彦 岡山県岡山市表町二丁目6番56号 株式会社やまと 代表取締役 矢嶋孝敏 東京都新宿区新宿3丁目28番16号 株式会社スタディオクリップ 代表取締役 千木良知巳 群馬県前橋市西片貝町一丁目288番地の5 株式会社バッグのあつた 代表取締役 熱田輝子 宮崎市桜ヶ丘8番7号 トリインプ・インターナショナル・ジャパン株式会社 代表取締役社長 クリスチャン・トーマ 東京都大田区平和島六丁目1番1号 株式会社レブハウス 代表取締役 堀口康弘 東京都世田谷区太子堂1-4-24 ギャップジャパン株式会社 代表取締役 クレイグ・ノムラ 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-32-10
スナップス販売株式会社 代表取締役 本田 進 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地 株式会社M A S A Y A 代表取締役 高田輝彦 岡山県岡山市表町二丁目6番54号 株式会社たけうち 代表取締役 竹内 寛 兵庫県赤穂市加里屋2164-28 株式会社スタジオリップ 代表取締役 千木良知巳 群馬県前橋市西片貝町一丁目288番地の5 株式会社熱田本店 代表取締役 熱田輝子 宮崎市橋通西三丁目9番9号 トリインプ・インターナショナル・ジャパン株式会社 代表取締役社長 吉越浩一郎 東京都大田区平和島六丁目1番1号 株式会社レブハウス 代表取締役 堀口康弘 東京都世田谷区若林2丁目38番11号 ギャップジャパン株式会社 代表取締役 クリストファー ギャレック 東京都港区南青山6-5-55 株式会社ファンケル 代表取締役社長 藤原謙次 神奈川県横浜市中区山下町89番地1号 ローラアシュレイジャパン株式会社 代表取締役社長 河邊 守 東京都渋谷区神宮前3丁目35番地8号 株式会社レナウン 代表取締役 渡辺省三 千葉県習志野市茜浜三丁目6番3号 有限会社ホーリィマウンテン 代表取締役 曾山義孝 鹿児島県鹿児島市東千石町8-18 イトキン株式会社 代表取締役社長 辻村章夫 大阪府大阪市中央区久太郎町2丁目4番地25号 ヤマトインターナショナル株式会社 取締役社長 坂井 隆 大阪府大阪市中央区博労町二丁目3番9号 株式会社ジュエリーデン 代表取締役 田 泰夫 茨城県鹿島市宮中 321-1 株式会社トミーヒルフィガー・ジャパン 代表取締役 玉木開作 東京都港区南青山5-1-10 株式会社サンエー・インターナショナル 代表取締役社長 三宅正彦 大阪府大阪市中央区本町3丁目2番9号 株式会社トミヤ 代表取締役 野口博史 都城市中町13街区10号 株式会社ゼンコーポレーション	

株式会社ファンケル 代表取締役社長執行役員 宮島和美 神奈川県横浜市中区山下町89番地1号 ローラアシュレイジャパン株式会社 代表取締役社長 木村謙一 東京都千代田区神田錦町1丁目1番地 株式会社レナウン 代表取締役 渡辺省三 東京都品川区西五反田8-8-20 株式会社ブーフーウー 代表取締役 岩橋麻男 東京都町田市小川1728-1 株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正 山口県山口市佐山 717番地1 ヤマトインターナショナル株式会社 取締役社長 盤若智基 大阪府大阪市中央区博労町二丁目3番9号 株式会社ハピネス・アンド・デイ 代表取締役 田 泰夫 千葉県香取市小見川 798 株式会社トミーヒルフィガージャパン 代表取締役 玉木開作 東京都渋谷区代官山8-7 株式会社ピークルーズ 代表取締役 船田佳子 福岡県福岡市中央区天神3丁目4番地7号 株式会社イオンフォレスト 代表取締役 岩田松雄 東京都千代田区紀尾井町3-6 株式会社FREE' S I N T E R N A S I O N A L 代表取締役 廣瀬啓二 東京都渋谷区神宮前6丁目17番11号 株式会社トミヤ 代表取締役 野口博史 都城市中町14街区2号 株式会社アイジーエー 代表取締役社長 五十嵐義和 福井県越前市矢放町第13号8番地の9 株式会社アフリカタロウ 代表取締役 江見芳治 岡山県岡山市西崎本町13-1 株式会社アロー 代表取締役 今枝 淳 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目8番12号 株式会社ポイント 代表取締役社長 石井稔晃 茨城県水戸市泉町3丁目1番27号 株式会社ザ・クロックハウス 代表取締役社長 花谷洋二 東京都新宿区新宿1丁目19番10号 株式会社HOYAヘルスケア 代表取締役 堀江松生 東京都新宿区高田馬場一丁目29番9号 株式会社オンデーズ 代表取締役 森部好樹 東京都豊島区西池袋1-15-7 株式会社ジェイアイエヌ 代表取締役 田中 仁 群馬県前橋市川原町 777-2 株式会社タカキュー 代表取締役社長 臼井一秀 東京都板橋区板橋三丁目9番7号 株式会社めのや 代表取締役 新宮正朗 島根県松江市玉湯町湯町1818-3 タワーレコード株式会社 代表取締役社長 伏谷博之 東京都品川区南品川2丁目15番地9号 タビオ株式会社 代表取締役 越智直正 大阪府大阪市平野区長吉長原西1丁目3番8号 ジェイアール九州リテール株式会社	代表取締役社長 石谷忠良 福岡県福岡市博多区博多駅前2-20-1 株式会社イング 代表取締役 青井正人 兵庫県神戸市中央区港島南町4丁目6番2 株式会社ムラサキスポーツ 代表取締役 金山良雄 東京都台東区上野4丁目7番地2号 株式会社ライトオン 代表取締役社長 藤原政博 茨城県つくば市吾妻一丁目11番1 株式会社メガスports 代表取締役社長 中西 勉 東京都中央区日本橋蛸殻町1-36-5 他52社 4 変更の年月日 平成19年3月14日 5 変更する理由 小売業者が入れ替わったため 6 届出年月日 平成19年3月28日 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労働政事務所、宮崎県都城商工労働政事務所及び宮崎県延岡商工労働政事務所 (2) 期間 平成19年4月12日から平成19年8月13日まで 8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部地域産業振興課 (2) 期間 平成19年4月12日から平成19年8月13日まで 9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。 <hr/> 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。 平成19年4月12日 宮崎県知事 東国原 英 夫 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 都城ショッピングセンター 都城市千町4351-2 外 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社トーア 代表取締役 渡瀬 登 都城市早水町4500番地 3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前)株式会社トーア 代表取締役 野上幸男 (変更後)株式会社トーア 代表取締役 渡瀬 登
---	--

4 変更の年月日 平成16年6月29日	合計 160台 (変更後) 建物A北側 63台、建物B北側 39台、 建物E北東側 24台、建物C西側 34台
5 変更する理由 建物設置者の代表者変更のため	合計 160台
6 届出年月日 平成19年3月30日	③ 荷さばき施設の位置及び面積 (変更前) 建物A西側(No.1) 340㎡、建物B東側(No.2) 37㎡、建物B南側(No.3) 56㎡、建物B西側(No.4) 100㎡、建物C北側(No.5) 94㎡、建物C南側(No.6) 94㎡
7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労働政務所、宮崎県都城商工労働政務所及び宮崎県延岡商工労働政務所	合計 721㎡ (変更後) 建物A西側(No.1) 322㎡、建物B南側(No.3) 225㎡、建物C北側(No.5) 108㎡、建物C南側(No.6) 114㎡、建物E北側(No.7) 32㎡、建物E南側(No.8) 32㎡
(2) 期間 平成19年4月12日から平成19年8月13日まで	合計 833㎡
8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部地域産業振興課	④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (変更前) 建物A西側(No.1) 25㎡、建物B南側(No.2) 24㎡、建物B南側(No.3) 24㎡、建物B南側(No.4) 24㎡、建物C内北側(No.5) 24㎡、建物C内南側(No.6) 24㎡
(2) 期間 平成19年4月12日から平成19年8月13日まで	合計 145㎡ (変更後) 建物A西側(No.1) 79㎡、建物B南側(No.2) 14㎡、建物B南側(No.3) 18㎡、建物B南側(No.4) 12㎡、建物C内北側(No.5) 20㎡、建物C内南側(No.6) 20㎡、建物D東側(No.7) 1㎡、建物E内北側(No.8) 6㎡、建物E内南側(No.9) 6㎡、建物A西側(No.10) 12㎡
9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。	合計 188㎡
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。	(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。	① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
平成19年4月12日 宮崎県知事 東国原 英 夫	イオン九州(株) (変更前) 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後10時
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 都城ショッピングセンター 都城市千町4351番地2外	(変更後) 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後10時
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社トーア 代表取締役 野上幸男 都城市早水町4500番地	マックスバリュ九州(株) (変更前) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時 (変更後) 開店時刻及び閉店時刻 24時間営業
3 変更しようとする事項 (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計	(株)しまむら〔アベイル〕 (変更前) 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時
(変更前) 11,345㎡ (変更後) 12,343㎡	(変更後) 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時
(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ① 駐車場の位置及び収容台数	(株)しまむら〔バースデイ〕 (変更前) 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時
(変更前) 敷地内駐車場 店舗建物周囲 684台 敷地外駐車場 店舗敷地東側 225台 合計 909台	(変更後) 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時
(変更後) 敷地内駐車場 店舗建物周囲 524台 敷地外駐車場 店舗敷地東側 385台 合計 909台	九州コンビニエンスシステムズ(株) (変更前) 開店時刻及び閉店時刻 24時間営業 (変更後) 開店時刻及び閉店時刻 24時間営業
② 駐輪場の位置及び収容台数 (変更前) 建物A北側 63台、建物B北側 39台、建物E東側 58台	青山商事(株) (変更前) 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午前0時

	(変更後) 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時	
(有)サン・プランニング	(変更後) 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後 7 時	
② 来客が駐車場を利用することができる時間帯		
(変更前) 敷地内駐車場	午前 6 時30分～午前 0 時	
敷地外駐車場	午前 8 時30分～午後 8 時30分	
(変更後) 敷地内駐車場	24時間	
敷地外駐車場	午前 8 時30分～午後 8 時30分	
③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		
(変更前) 建物A西側 (No.1)	午前 6 時30分～午後10時00分	
建物B東側 (No.2)	午前 6 時30分～午後10時00分	
建物B南側 (No.3)	午前 6 時30分～午後10時00分	
建物B西側 (No.4)	午前 6 時30分～午後10時00分	
建物C北側 (No.5)	午前 9 時00分～午後 8 時00分	
建物C南側 (No.6)	午前 9 時00分～午後 8 時00分	
(変更後) 建物A西側 (No.1)	午前 6 時30分～午後10時00分	
建物B南側 (No.3)	午前 6 時00分～午後10時00分	
建物C北側 (No.5)	午前 9 時00分～午後 8 時00分	
建物C南側 (No.6)	午前 9 時00分～午後 8 時00分	
建物E北側 (No.7)	午前 9 時00分～午後10時00分	
建物E南側 (No.8)	午前 9 時00分～午後10時00分	
4 変更する年月日		
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	平成19年11月 6 日	
駐車場の位置及び収容台数	平成19年11月 6 日	
駐輪場の位置及び収容台数	平成19年11月 6 日	
荷さばき施設の位置及び面積	平成19年11月 6 日	
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	平成19年11月 6 日	
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 及び閉店時刻	平成19年 3 月 6 日	
来客が駐車場を利用できる時間帯	平成19年 3 月 6 日	
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる 時間帯	平成19年 3 月 6 日	
5 変更する理由		
経営環境に対応した営業政策のため		
6 届出年月日		
平成19年 3 月5日		
7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間		
(1) 場所		
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所		
(2) 期間		
平成19年 4 月12日から平成19年 8 月13日まで		
8 意見書の提出先及び期間		
(1) 提出先		
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課		
(2) 期間		
平成19年 4 月12日から平成19年 8 月13日まで		
9 意見書の記載事項		
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。		

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、南牛牧地区県営土地改良事業（高鍋町、農地保全整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。
平成19年 4 月12日
宮崎県知事 東国原 英 夫

- 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 縦覧期間
平成19年 4 月12日から平成19年 5 月15日まで
- 縦覧場所
高鍋町役場

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、鞍岡地区県営土地改良事業（五ヶ瀬町、中山間地域総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。
平成19年 4 月12日
宮崎県知事 東国原 英 夫

- 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 縦覧期間
平成19年 4 月12日から平成19年 5 月15日まで
- 縦覧場所
五ヶ瀬町役場

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、平成18年宮崎県公報第1791号により公告した公共測量（4級基準点42点、出来形確認測量8.3ha）が平成19年 3 月 9 日終了した旨、宮崎市長から通知があった。

平成19年 4 月12日
宮崎県知事 東国原 英 夫

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、平成18年宮崎県公報第1772号による基本測量（基準点測量）が平成19年 2 月28日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成19年 4 月12日
宮崎県知事 東国原 英 夫